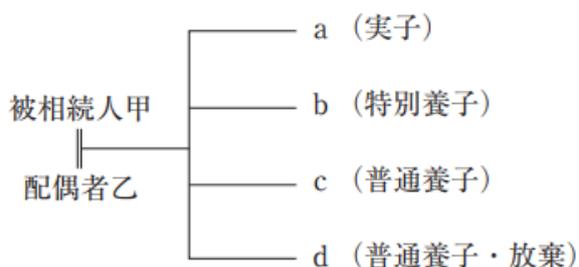


## 試験問題（解答時間50分）（100点）

### VI. 相続税法

#### 問1

次の設例により、被相続人甲の相続税の総額を計算する上での法定相続人、法定相続人の数とその相続分を求め、A から D に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。  
(計9点)



法定相続人	法定相続人の数	その相続分
乙	乙	$\frac{1}{\text{B}}$
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 20px;"></span>	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 20px;"></span>	$\frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{\text{C}} = \frac{1}{\text{C}}$
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 20px;"></span>	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 20px;"></span>	$\frac{1}{\text{D}} \times \frac{1}{\text{D}} = \frac{1}{\text{D}}$
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A</span> 人	1

問2

次の〈設例〉に基づいて小規模宅地等の減額金額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。

なお、減額金額の計算に当たっては、減額金額の合計が最も大きくなるように選択、計算するものとする。 (計20点)

a宅地 200㎡ 38,000千円

このa宅地は相続開始の日の前年より賃貸借契約により第三者に貸し付けられていたものであり、この宅地を取得した子丙は、相続税の申告期限までこの宅地を所有し、かつ、引き続き貸付事業の用に供している。

なお、子丙は相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を営んでいる者には該当しない。

b宅地 200㎡ 44,000千円

このb宅地は相続開始の直前において、食品小売業を営むx社（被相続人及び同族関係者の議決権割合は60%である。）に対して賃貸借契約により貸し付けられていたものであり、x社の事業に係る店舗の敷地として利用されている。この宅地を取得した配偶者乙は、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有し、かつ、x社に対する貸付を継続して行っている。また、配偶者乙は相続税の申告期限においてx社の役員に該当している。

c宅地 165㎡ 33,000千円

このc宅地は相続開始の直前において、被相続人甲の居住の用に供されていたものであり、配偶者乙が取得した。

(1) 有利判定

$$\square \text{宅地} \frac{\square \text{A} \text{千円}}{\square \text{m}^2} \times \square \text{B} \% \times \square \text{m}^2 = \square \text{C} \text{千円}$$

$$\text{c宅地} \frac{\square \text{千円}}{165 \text{m}^2} \times \square \% \times \square \text{m}^2 = \square \text{D} \text{千円}$$

(2) 減額金額

$$\square \text{宅地} \square \text{A} \text{千円} \times \frac{\square \text{m}^2}{\square \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\square \text{F}}{100}\right) = \square \text{G} \text{千円}$$

$$\text{(注)} \square \text{m}^2 \leq \square \text{E} \text{m}^2$$

$$\text{c宅地} \square \text{千円} \times \frac{\square \text{I} \text{m}^2}{\square \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\square}{100}\right) = \square \text{J} \text{千円}$$

$$\text{(注)} \square \text{m}^2 \leq \square \text{H} \text{m}^2$$

問3

次の〈設例〉により障害者控除額を求め数値を入力しなさい。ただし、、、については解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

〈設例〉

1. 被相続人甲（令和6年2月20日死亡）の相続人等は、次のとおりである。



(注) 子bは特別障害者に該当する。

2. 各相続人等の障害者控除適用前の直前算出相続税額は次のとおりである。

配偶者乙 0円  
 子 a 3,000千円  
 子 b 5,000千円

3. 障害者控除額が本人から控除しきれないときは、子aから控除するものとする。

〈設例〉

子 b	<input type="text" value="A"/> 千円 × ( <input type="text" value="B"/> 歳 - <input type="text" value="C"/> 歳) = <input type="text"/> 千円 > <input type="text"/> 千円 ∴ <input type="text"/> 千円
子 a	<input type="text"/> 千円 - <input type="text" value="D"/> 千円 = <input type="text" value="E"/> 千円

#### 問4

次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を選択しなさい。 (計14点)

- (1) 非上場株式等の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる者は、一つの会社につき、一人のみである。
- (2) 非上場株式等の相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに担保を提供しなければならない。
- (3) 複数人の受贈者に対して非上場株式等の贈与税の納税猶予の特例の対象となる会社の株式の贈与を行う場合には、納税猶予の適用を受ける者の株式保有割合（発行済株式総数のうちに占める保有株式数の割合）が20%以上となるように贈与をしなければならない。
- (4) 相続時精算課税制度を選択している受贈者は、非上場株式等の贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。
- (5) 非上場株式等の相続税の納税猶予の特例を受けるためには、税理士等の指導及び助言を受けて策定した特例承継計画を、令和9年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けなければならない。
- (6) 特例認定承継会社とは、中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社で、相続の開始の時に於いて常時使用従業員の数が五人以上であること等一定の要件を満たしたものをいう。
- (7) 納税猶予の適用を継続して受けるための継続届出書は、相続税の申告期限から5年ごとに所轄の税務署へ提出しなければならない。

問5

配偶者乙は被相続人甲（令和6年6月15日死亡）より、令和3年10月5日に居住用不動産85,000千円のうち持分 $\frac{1}{2}$ の贈与を受け、贈与税の配偶者控除の適用を受けている。また、配偶者乙は同年に兄から現金3,600千円の贈与を受けている。

なお、配偶者乙は被相続人甲から相続により財産を取得している。

以上を前提に、配偶者乙の令和3年分の贈与税額及び被相続人甲にかかる生前贈与加算額並びに贈与税額控除額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、については解答欄の選択肢の中から選びなさい。また、贈与税の速算表については、画面左の参考資料を確認すること。  
(計10点)

(1) 令和3年分の贈与税額
$\overset{\text{(注1)}}{\left( \text{ } \text{千円} + \text{ } \text{千円} - \overset{\text{(注2)}}{\text{A}} \text{千円} - \text{B} \text{千円} \right) \times \text{ } \% - \text{ } \text{千円} = \text{C} \text{千円}}$
(注1) $\text{ } \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{千円}}{\text{ } \text{千円}} = \text{ } \text{千円}$
(注2) $\text{ } \text{千円} \geq \text{ } \text{千円} \therefore \text{ } \text{千円}$
(2) 生前贈与加算額
$\text{D} \text{千円} - \text{ } \text{千円} = \text{ } \text{千円}$
(3) 贈与税額控除額
$\text{ } \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{千円}}{\text{ } \text{千円} + \text{ } \text{千円}} = \text{E} \text{円}$

<参考資料>

●贈与税の速算表

(1) 一般税率

課税価額	税率 (%)	控除額	課税価額	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 特例税率

課税価額	税率 (%)	控除額	課税価額	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

※解答欄の選択肢は省略しています

問6

次の文章は、直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度に関する相談を受けた際に、気を付けなければならない点について述べています。文中の  から  にあてはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、令和6年4月1日以降の贈与を前提に解答すること。 (計13点)

[お客様甲からの相談内容と税理士乙の回答]

Q 1 教育資金を  に贈与すると非課税になると聞いたのですが、贈与するタイミングで注意しなければならない点があれば教えてください。

A 1 この制度は時限立法のため、延長されなければ、最長でも  までに贈与しなければなりません。

Q 2 教育資金の非課税制度を利用する場合、贈与する金額で注意しなければならない点があれば教えてください。

A 2 この制度では非課税限度額が設けられており、さらに支払先によって2種類の異なる限度額となっているため、注意が必要です。例えば、学校等へ支払う教育費であれば、非課税限度額は  となり、学習塾やバレエ教室などの学校等以外へ支払う月謝代等の費用であれば  となります。特に間違いやすい点として、それぞれの限度額を合計することができない点です。また、令和元年7月1日以後支払う教育資金で、受贈者が23歳の誕生日の翌日以後のものについては、学校以外へ支払う役務提供の対価やスポーツ等に関する活動等に係る指導の対価等は対象になりません。

Q 3 教育資金の非課税制度を利用した場合、贈与した金額のうち教育費に充てられなかった部分の金額は、最終的にどのようなになるのか教えてください。

A 3 教育費に充てられなかった金額がある場合には、その贈与資金を受けた者が  歳となった時点で当該資金の管理口座が終了となり、その残っている資金に贈与税が課税されます。

Q 4 贈与者が、教育資金の非課税の適用に係る贈与をした日からその贈与に係る教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、何らかの課税関係は生じますか。

A 4 その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、課税関係が  こととなります。

ただし、その受贈者が、その贈与者の死亡の日において  歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には課税関係は  こととなります。この取扱いは、贈与者の死亡の時ににおける教育資金管理残額以外の相続税の課税価格の合計額が  億円を超えるときは、適用がありません。

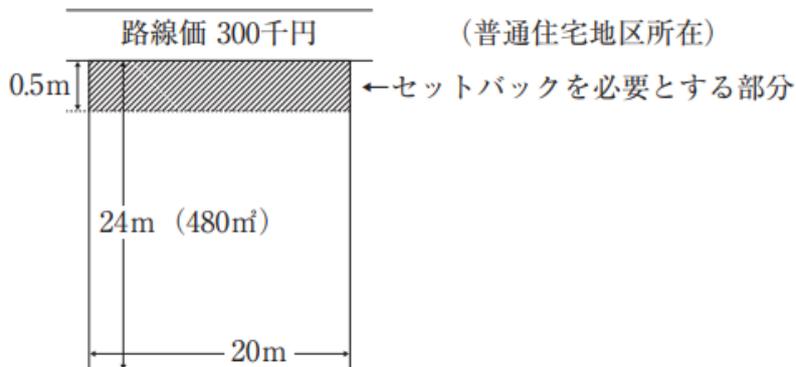
Q 5 所得要件があると聞いたのですが、具体的にはどのような要件なのでしょう。

A 5 贈与の年の前年の受贈者の合計所得金額が  を超える場合には、適用が受けられません。

- |              |               |          |
|--------------|---------------|----------|
| 1. 子や孫       | 2. 配偶者        | 3. 兄弟姉妹  |
| 4. 令和8年3月31日 | 5. 令和8年12月31日 | 6. 500万円 |
| 7. 1,000万円   | 8. 1,500万円    | 9. 20    |
| 10. 22       | 11. 23        | 12. 30   |
| 13. 生じる      | 14. 生じない      | 15. 3    |
| 16. 5        |               |          |

問7

次のような宅地（セットバックを必要とする宅地）につき、評価額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、**□B**と**□F**については解答欄の選択肢の中から選びなさい。また、奥行価格補正率表については、画面左の参考資料を確認すること。（計13点）



この宅地は建築基準法第42条第2項に定める道路（いわゆる「2項道路」）に面する宅地で、セットバックを必要とする部分（10㎡）が含まれている。

□A	千円 ×	□B	×	□C	㎡ =	□D	千円
□	千円 -	□	千円 ×	□E	㎡ /	□	㎡ × □F = □G 千円

<参考資料>

付表1 奥行価格補正率表

奥行距離 (メートル)	地区区分	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区
4未満		0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満			0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃		0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃		0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃		0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃		0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 〃 16 〃		0.92	1.00					0.98
16 〃 20 〃		0.93					0.99	0.99
20 〃 24 〃		0.94				1.00	1.00	
24 〃 28 〃		0.95			0.97			
28 〃 32 〃		0.96		0.98	0.95			
32 〃 36 〃		0.97		0.96	0.97	0.93		
36 〃 40 〃		0.98		0.94	0.95	0.92		
40 〃 44 〃		0.99		0.92	0.93	0.91		
44 〃 48 〃		1.00		0.90	0.91	0.90		
48 〃 52 〃			0.99	0.88	0.89	0.89		
52 〃 56 〃		0.98	0.87	0.88	0.88			
56 〃 60 〃		0.97	0.86	0.87	0.87			
60 〃 64 〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99		
64 〃 68 〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98		
68 〃 72 〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97		
72 〃 76 〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96		
76 〃 80 〃		0.92	0.81	0.82				
80 〃 84 〃		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93		
84 〃 88 〃		0.88		0.80				
88 〃 92 〃		0.86		0.81	0.90			
92 〃 96 〃		0.99	0.84					
96 〃 100 〃		0.97	0.82					
100 〃		0.95	0.80		0.80			

問 8

次の〈資料〉に基づき、取引相場のない株式の1株当たりの評価額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、とについては解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計11点)  
 〈資料〉

長男 a は、被相続人甲（本年4月10日死亡）から x 社株式（取引相場のない株式であり、評価上「大会社」に該当する。）を相続により取得した。

なお、長男 a 及びその同族関係者の議決権割合は40%であり、長男 a は中心的な同族株主に該当する。

また、x 社は比準要素数1の会社に該当する。

- (1) x 社の資本金等の額は50,000,000円、発行済株式数（すべて普通株式）は100,000株である。
- (2) x 社の1株当たりの純資産価額（相続税評価額） 550円
- (3) x 社の1株当たりの類似業種比準価額 88円

(1) 純資産価額

× <sup>(注)</sup> =  円

(注)  ≤  ∴  適用あり。

(2)  円 ×  +  円 × (1 - ) =

(3) (1) > (2) ∴  円

【令和6年度巡回監査士試験】相続税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	4
第1問	B	2
第1問	C	6
第1問	D	6
第2問	A	44,000
第2問	B	80
第2問	C	70,400
第2問	D	52,800
第2問	E	400
第2問	F	20
第2問	G	35,200
第2問	H	330
第2問	I	165
第2問	J	26,400
第3問	A	200
第3問	B	85
第3問	C	53
第3問	D	5,000
第3問	E	1,400
第4問	(1)	×
第4問	(2)	○
第4問	(3)	×
第4問	(4)	○
第4問	(5)	×
第4問	(6)	×
第4問	(7)	×
第5問	A	20,000
第5問	B	1,100
第5問	C	10,000
第5問	D	42,500
第5問	E	8,620,689
第6問	A	1. 子や孫
第6問	B	4. 令和8年3月31日
第6問	C	8. 1,500万円
第6問	D	6. 500万円
第6問	E	12. 30
第6問	F	13. 生じる
第6問	G	11. 23
第6問	H	14. 生じない
第6問	I	16. 5
第6問	J	7. 1,000万円
第7問	A	300
第7問	B	0.97
第7問	C	480
第7問	D	139,680
第7問	E	10
第7問	F	0.7
第7問	G	137,643
第8問	A	550
第8問	B	50
第8問	C	80/100
第8問	D	440
第8問	E	0.25
第8問	F	352